労働者派遣業務仕様書

この仕様書は、令和5年度エコチル調査福島ユニットセンターに係る労働者派遣業務(以下「派遣業務」という。)の内容について、公立大学法人福島県立医科大学(以下「甲」とする。)と派遣元(以下「乙」という。)として定めるものである。

- 1 履行期間、予定人員及び勤務総時間
- (1)履行期間及び予定人員

令和5年 6月1日から令和5年12月28日まで 1名

(2) 勤務総時間

1,015時間

(1日7時間、累計日数145日)

(3) その他

特別な事情により上記の変更が必要となった場合は、甲乙協議の上、履行期間及び人員の調整を行えるものとする。

2 履行場所

エコチル調査福島ユニットセンター郡山事務所 (福島県郡山市桑野1丁目21·17 桑野共栄ビル2階)

- 3 勤務日及び勤務時間等
- (1) 勤務日

毎週月曜日から金曜日

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日

(3) 勤務時間

9時から17時まで

(4) 休憩時間

12時から13時まで

4 業務の内容

労働者派遣法施行令第4条第3号「事務用機器の操作の業務」等 (エコチル調査が実施する調査業務のデータ入力等)

5 派遣労働者の条件

ワープロソフト (Microsoft Word)及び表計算ソフト (Microsoft Excel) の基本操作ができる者で、テンキー入力 150 タッチ/分程度、文字入力 40 字/分程度の能力を有する者であること。

- 6 勤務記録に関する報告
- (1) 派遣労働者から甲への報告

ア 派遣労働者は、毎勤務日終了後、勤務記録簿(様式任意)を作成し、その内容について甲 の確認を受ける。

イ 乙は、各月ごとに勤務記録簿を取りまとめ、これを派遣業務完了報告書に添えて甲に報告 する。

7 遵守事項

(1) 一般事項

ア 乙及び「派遣労働者及び派遣業務の履行に関する乙の役員又は従業員(以下「派遣労働者 等」という。)」は、派遣労働者法、労働基準法、その他必要な法令及び甲の規程等を遵守 する。

- イ 派遣労働者等は、甲の信用を失墜させる行為をしない。
- ウ 派遣労働者等は、就業時間中、派遣業務の遂行に専念する。
- エ 派遣労働者等は甲の指揮監督のもとに業務を遂行し、言動に十分注意して、節度ある態度 で業務に従事する。なお、業務中の個別の事案について判断が必要となる場合は、甲の指 揮監督のもとに必ず対応し、個人の裁量で対応することのないよう留意する。
- オ 派遣労働者等は、甲の敷地内においては、乙が作成した身元を証する名札等を常に着用する。
- カ 派遣労働者等は、甲のパソコン等の機器、机・椅子等の備品等を善良な管理者の注意をもって使用する。なお、これらが、派遣労働者等又は乙の責めに帰すべき事由により損壊、あるいは紛失した場合は、乙の責任で補償する。
- (2) 個人情報の保護に関する留意事項

福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号。以下「条例」という。)に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、次の義務を負うことに留意すること。

- ア 条例第9条第2項に基づき、乙は個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義 務を負うこと
- イ 条例第9条第3項に基づき、派遣労働者等又は派遣されていた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと
- ウ 乙は条例第43条の罰則の対象となること
- エ 派遣労働者等又は派遣されていた者は、条例第40条の2又は第40条の3の罰則の対象となること

8 その他

その他、本仕様書に記載する内容に関して生じた疑義事項については、甲と乙において別途協議する。